

ドイツ連邦政府、特許法等改正案を閣議決定

2020年10月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦政府は、10月28日、特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法案（Gesetzentwurf）を閣議決定し、同法案が司法・消費者保護省のウェブサイトで公表された。同省では、本年1月14日に利害関係者からの意見募集をすべく議論のたたき台となる最初の草案（Diskussionsentwurf）を公表し、9月1日にはそれら意見を踏まえた2回目の草案（Referentenentwurf）を公表。2回目の草案に対しても、日系業界団体を含む10月5日付までの38件のコメントが寄せられていた。

法案の主なポイントについては、草案から文言の修正はあったものの、大きな変更はない。

<法案の主なポイント>

1. 民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

特許法第82条(3)に、無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から2月以内（1月延長可）に反論を述べる旨を規定。また、特許法第83条(1)（特許無効の手続において連邦特許裁判所が、(当該特許権の有効性等の) その決定にとって特別に重要である局面等に関して、当事者に速やかに通知する旨の規定）に、当該通知が当該無効訴訟の被告への訴状送達から6月以内に侵害訴訟の裁判所にもなされるべきである旨等を追加。

2. 差止による救済規定の明確化

特許法第139条(1)（特許権侵害に対する差止請求権の規定）に、個別の事案の特段の事情により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨、また、そのような場合には被侵害者は相当の範囲で金銭的補償を要求してもよく、また、このことが同条(2)の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を追加。

3. 営業秘密保護法の規定の特許訴訟への導入

特許法第145a条を追加。特許訴訟において、営業秘密保護法第16条から第20条（裁判手続における営業秘密の取り扱いに関する規定）を準用する旨規定。

4. PCT 国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更

国際特許条約に関する法律の第III条第4項に規定されるPCT 国際特許出願のドイツ国内段階への移行期間について、これまで出願日（優先日）から30月以内だったとこ

る（欧州特許条約の規定に合わせ、）31 月以内に変更。

今後は、法案が連邦参議院（**Bundesrat**（上院に相当））に送付されて同院による態度が決定された後、連邦議会（**Bundestag**（下院に相当））に提出されて審議されることになる¹（基本法第 76 条（1），（2））。

- ー ドイツ連邦司法・消費者保護省ウェブサイト上の公表については、以下参照 ー
- ・ 法案、各草案及び寄せられた意見が掲載されたページ

[Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts](#) (2020 年 10 月 28 日更新)
（ドイツ語）

[法案（Gesetzentwurf）（PDF）](#)（ドイツ語）

- ー ドイツ特許法改正に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、特許法等改正に関する草案を公表（2020 年 9 月 16 日）（PDF）](#)

（以上）

¹ ドイツ連邦議会の現在の選挙期（議会期に相当）は 2021 年 10 月頃までと見込まれている。